

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第13回）
ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG（第11回） 合同会合資料

利用者利益の保護のための措置に関する検討事項へのご意見

2019年5月30日

一般社団法人電気通信事業者協会
消費者支援委員会

TCAより、以下の項目について意見提出いたします

■ 電気通信事業者及び販売代理店に対する禁止行為

1. 自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為（第27条の2第2号）

適用除外となる行為をどのようなものとするか

来店等明らかに勧誘が行われることが明確であり、消費者が承知している場合、どのように扱うかについて考慮する点があるものと思われます。

2. 利用者の利益の保護のための支障を生ずるおそれがある行為（第27条の2第4号）

新たな禁止行為として規定する必要性の高い行為はあるか。

なし

■ 販売代理店の届出制度

1. 届出事項等（第73条の2第1項）

届出事項等についてどのようなものとするか

届出事項等については、代理店の負担などを鑑み、必要最小限としていただきたい。

2. その他利用者利益の保護のための措置

その他利用者利益の保護のための措置

なし